

第6章 外資導入政策と管轄官庁

1. 外資導入政策

ラオスは2020年までに「貧困国脱却」を目指すことを国家目標に掲げ、経済開発を推進してきたが、その手段の一つが外資導入であった。そのため、2003年の改正憲法では外資を導入することを定め（第15条）、2004年には「改正外国投資奨励法」を制定し、積極的に外資導入を図った。2009年にはWTO加盟を視野に内外資を区別しない「投資奨励法」を制定したが、内国資本が育っていないラオスにおいて、同法は実際には外国投資を誘致するための法律といっていよい。

政府の投資奨励策について投資奨励法は、「関税・税金に係る政策、労働者・土地所有権に関するガイドラインや必要な情報提供、ワンストップ・サービス提供、投資家の所有権・権利・正当な利益の認識・保護を促す魅力的な投資環境形成による、国内外のすべての経済セクターにおける投資を奨励する」（第4条）と述べている。

そして、ワンストップ・サービスを提供する機関を設けることで投資手続きを簡単にし、様々な優遇策を提供して投資を誘致することなどを原則として掲げた上で「投資家の所有権、権利及び利益を認め、その保護を保障する」と明言している（第5条）。

ラオスは2013年1月18日に正式にWTOに加盟し、世界共通のルールの下で貿易・投資活動を行うようになったので、外国投資がしやすくなった。2012年9月には米国が商工会議所を開設するとともに、一般特惠関税も供与することを表明し、これまで投資件数・金額ともに少なかった米国の投資も増加するものと考えられる。

2. 管轄官庁

内外投資の一体化により、一般投資案件の窓口は計画投資省（MPI：Ministry of Planning and Investment）から工商業省（MOIC：Ministry of Industry and Commerce）に移管された。工商業省の管轄部署は企業登録管理局（Department of Enterprise Registration and Management）である。

「一般投資案件」とは、3種の投資形態（一般事業への投資、コンセッション事業への投資、SEZへの投資）の中のものであり、コンセッションを通じた投資は計画投資省が、SEZへの投資はSEZ委員会が管轄することになっている。

(1) 一般投資

投資家は投資案件の申請をする前に、その案件が規制業種、外資参入規制業種、外資制限業種、ネガティブ・リストに抵触しないかどうかを確かめた上で、投資手続きを行う（投資手続きについては第11章を参照されたい）。なお、外国投資の場合の一般事業の資本金は10億キープ以上でなければならない。

(2) コンセッション

コンセッション事業とは、法規則に基づいて、政府が開発や事業のためにその有する所有権、その他の権利を使用することを認めた投資活動のことである。コンセッションには、土地、鉱物、電力、航空、通信、保険、金融機関に関する権利などがある。

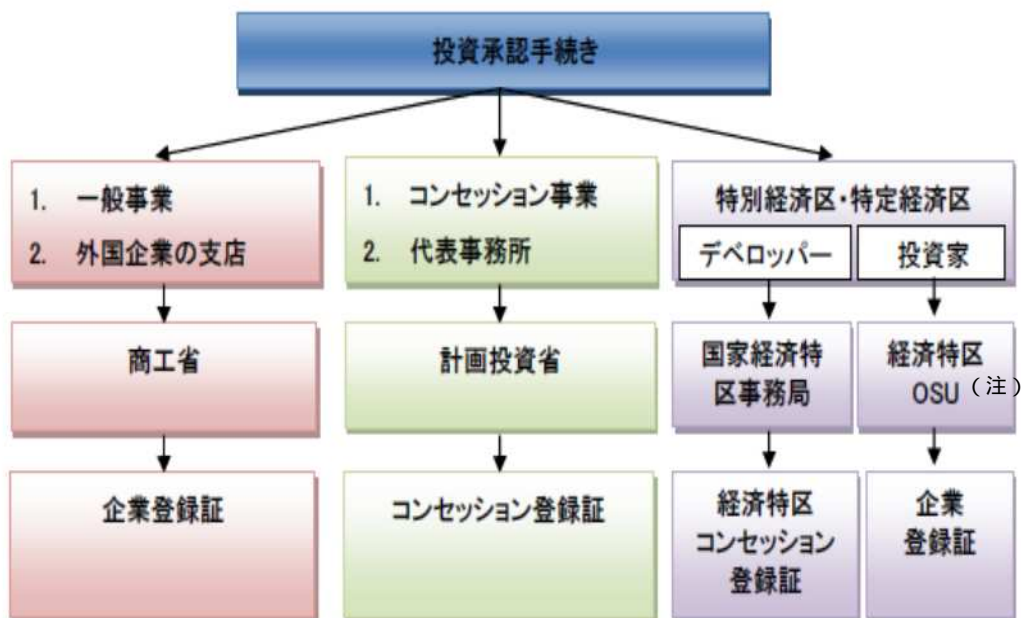
コンセッション事業への投資を希望する投資家は、政府または県政府に申請する前に、計画投資省（MPI）または地方の計画投資局のワンストップ・サービスに評価申請を行わねばならない。

(3) SEZ 開発

特別経済区（Special Economic Zone）開発に係る活動とは、インフラ整備及び新都市開発の建設に対する投資のことである。特定経済区（Specific Economic Zone）に係る活動とは、インフラ及び個々のゾーンを法律に基づき建設する投資のことであり、工業ゾーン、輸出加工ゾーン、観光都市ゾーンなどの建設事業への投資をいう。

特別経済区あるいは特定経済区を開発しようとする投資家は、首相府の国家経済特区委員会（NCSEZ）に申請する。一方、SEZ 内に投資を希望する投資家は特別経済区あるいは特定経済区のワンストップ・サービスに直接申請書を提出する。図表 6-1 は以上 3 種の投資承認手続きを簡単に示したものである。

図表 6-1 3 種の投資の承認手続き



(注) 各経済特区のワンストップ・サービス
(出所) 計画投資省、「ラオス投資ガイドブック」

(4) 計画投資省の役割

計画投資省は上述の通りコンセッション・ライセンスの発行という機能を持つが、従来の経緯もあって、ラオスに対する内外投資（主に外国投資）を促進する役割も担っている。管轄部署は投資促進局（IPD：Investment Promotion Department）であり、投資申請書を審査し、投資分野に関係する省庁（例えば、エネルギー鉱業省や天然資源環境省など）と協議の上、最終的な決定を下し、政府に承認を求める。この政府の承認によって、コンセッション事業は、はじめて具体化に向けて動き出す。

IPD のもう一つの役割として投資データの収集・作成がある。計画投資省のホームページに内外投資データが業種別、国別に掲載されているが、これは認可ベースの数値であるので、実際の投資額とは異なる点に注意する必要がある。

3. 日ラオス官民合同対話

2013年12月6日、ビエンチャンにおいて第7回「日ラオス官民合同対話」会議が開催された。同会議は2007年に第1回会合が開催されて以来毎年開催されており、主に日本側から対ラオス投資を増やすための投資環境整備について政策提言を行い、次の対話会議においてラオス側から日本側の提言に基づき「行動計画」とその進展状況（Progress Report）が示される、ということが進められてきた。

同対話に参加してきたのは、ラオス側が計画投資省（大臣）をはじめとする関係省庁やラオス商工会議所、経済特区委員会であり、日本側はラオス日本大使館、ビエンチャン日本人商工会議所、JICA 事務所（ビエンチャン及びバンコク）、JETRO バンコク事務所（JETRO は2014年4月にビエンチャンに事務所を開設、7月から始動）、日本アセアンセンター等である。

これまで日本の政策提言に基づき、ラオス側が行ってきた投資環境整備例を挙げると、統一投資奨励法、その他投資促進に必要な法令の施工、ワンストップ・サービス（OSS）の導入、サワン・セノをはじめとする工業団地（SEZ）の整備の進展、通関における電子システムの導入開始、等であり、日本側は進捗状況について評価してきた。

第7回対話において、日本側は、ラオスの投資環境改善の努力により成果が上がりつつあるとの認識を示しつつも、「投資環境の整備は終りのない課題」であるとして、さらなる投資環境改善のための政策提言を行った。